

令和7年度版

計 量 行 政 の 概 要

品質と信頼 果たす役割 正しい計量

香川県計量検定所

目 次

第1章 総 説

1	業 務	1
2	沿 革	1
3	施設の概要	3
4	組織と職員	5
5	決算・収入等	6
	(1) 令和6年度決算	6
	(2) 令和6年度計量関係手数料収入状況	7
	(3) 令和6年度計量関係手数料外収入状況	7
6	設 備	8

第2章 業務実施状況

1	事業の届出及び登録	10
2	計量思想普及啓発	11
3	適正計量管理事業所	12
4	計量証明事業	12
5	立入検査	14
6	特定計量器の定期検査	16
7	特定計量器の検定	18
8	基準器検査	22
9	受託検査	23
10	検査結果証明書の発行	23
11	検査用具の貸付	23

第3章 計量関係資料

1	指定製造事業者一覧表	24
2	特定計量器製造事業者一覧表	24
3	県外メーカーの本県内製造事業者一覧表	25
4	特定計量器修理事業者一覧表	26
5	計量証明事業者一覧表	28
6	適正計量管理事業所一覧表	32

第1章 総 説

1 業 務

香川県計量検定所は、適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として、次の業務を行っている。

- (1) 特定計量器の製造、修理及び販売等事業の届出に関する事。
- (2) 計量の安全確保に関する事。
- (3) 特定計量器の検定及び基準器検査に関する事。
- (4) 計量証明の事業登録及び登録計量器の検査に関する事。
- (5) 特定計量器及び商品量目の検査等指導取締りに関する事。
(高松市を除く。商品量目については善通寺市も除く。)
- (6) 適正計量管理事業所の指定に関する事。
- (7) 特定計量器の製作、改善及び計量管理の指導に関する事。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、計量法の施行に関する事。

2 沿 革

明治8年に度量衡取締条例（太政官達第135号）が制定され、同24年には度量衡法が公布された。本県では明治31年10月に度量衡器検定所を設置し、本格的な計量行政が開始された。昭和20年7月の高松空襲で旧県庁舎が全焼、検定所も焼失し、貴重な資料など多数を失った。その後、社会の進展に応じて正確な計量器の供給と適正な計量の実施を確保するため逐次充実、強化を図ってきた。

明治31年10月	香川県度量衡器検定所設置
44年 7月	香川県度量衡取締り規則及び施行手続き制度を制定（香川県令第50号）
大正 9年 4月	香川県度量衡検定所独立庁舎完成（木造2階建約165㎡）
昭和19年 3月	香川県度量衡検定所庶務規定制定（香川県訓令第56号）
20年 7月	高松空襲により庁舎焼失、高松高校仮庁舎にて商工課とともに仮業務
26年 4月	日赤跡本庁内仮庁舎へ移転
27年 8月	香川県計量検定所規則制定（香川県規則第33号）し、計量検定所に改称
32年 9月	産業会館仮庁舎へ移転
35年12月	旧県庁舎跡仮庁舎へ移転（高松市8番町1番地）
38年 3月	香川県計量検定所規則全文改正。（香川県規則第21号）
38年 5月	組織改正により、管理係・業務係の2係制に移行
41年 7月	県庁分庁舎に移転（高松市8番町1番地）
41年 7月	2係制を廃止、庶務、指導取締、検定の3係制に移行

	46年	9月	旧県税事務所へ移転（高松市藤塚町1-12-28）
	49年	4月	3係制を廃止し、3担当制に移行
	51年	4月	工業技術センター内に移転（高松市郷東町587-1）
	54年	9月	タクシメーター走行検査場開設（工業技術センター研究棟内）
平成	2年	3月	工業技術センター新築移転に伴い、現施設が計量検定所に移管
	4年	3月	タクシメーター走行検査棟新築落成（鉄骨構造）
	5年	10月	香川県計量検定所条例を制定、香川県計量検定所規則を改正（香川県条例第30号、香川県規則第54号）
	12年	4月	香川県計量検定所条例及び香川県計量検定所規則を改正（地方分権により検査手数料を制定）
	13年	4月	高松市（中核市指定30万人以上）が計量法の特定市に指定
	17年	4月	善通寺市に商品量目制度に関する立入検査事務を移譲
	18年	4月	香川県計量検定所条例及び香川県計量検定所規則を改正（検査手数料の改正）（香川県条例第26号及び香川県規則第50号）
	19年	4月	農業経営課分室の移転により建物2階部に検査室を新設
	26年	4月	香川県計量検定所条例改正（香川県条例第7号、消費税率変更に伴う手数料の一部改正）
令和	元年	7月	香川県計量検定所規則を改正（香川県規則第12号 様式改正（JIS表記））
	元年	10月	香川県計量検定所条例を改正（香川県条例第2号、消費税率変更に伴う手数料の一部改正）
	2年	2月	本館耐震改修工事完了（元年10月着工、工事期間中は食品研究所に移転）
	2年	3月	香川県計量検定所規則を改正（香川県規則第7号 検査用具貸付期間の改正）
	3年	9月	香川県計量検定所規則を改正（香川県規則第7号 押印等の見直しによる改正）

3 施設の概要

(1) 位 置

名称	所在地	電話・FAX
香川県計量検定所	高松市郷東町587-1	TEL : 087(881)2517 FAX : 087(881)1370

(2) 土地・建物

*敷地面積 2,721m²

*建物

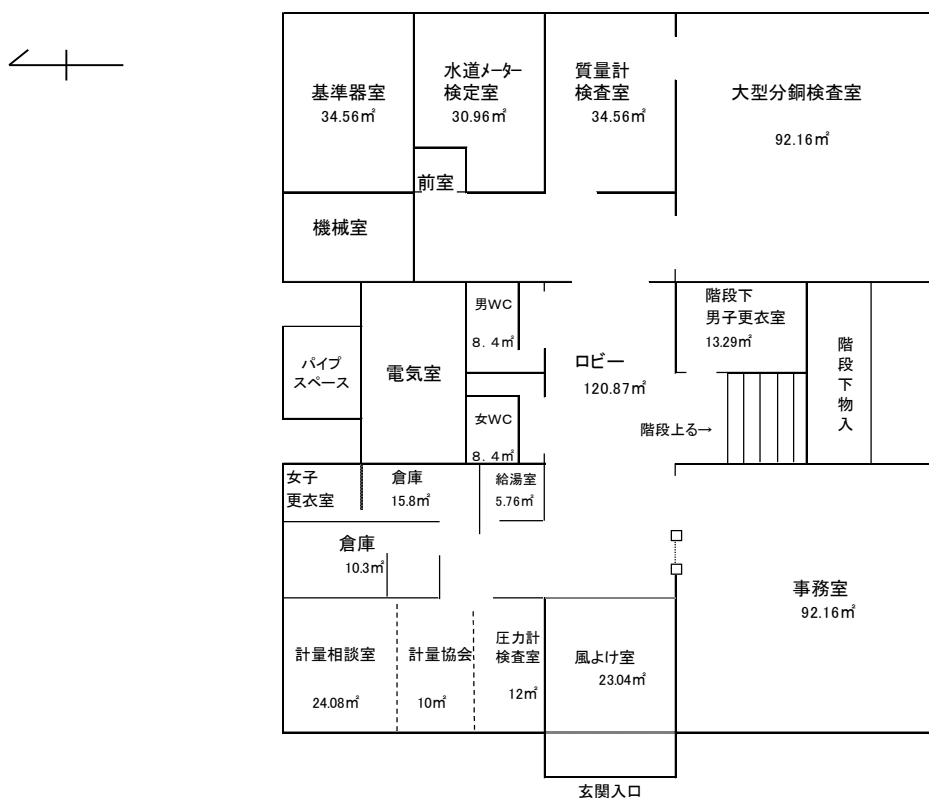
- ・本 館 鉄筋コンクリート2階建て
- ・タクシーメーター検査棟 鉄骨構造平屋建て

階別 \ 建物別	本 館	タクシーメーター 検 査 棟	備 考
1 階	567.75 m ²	187.00 m ²	・本館昭和51年3月完成 (平成30年度空調改修、 令和元年度耐震改修) ・タクシー検査棟平成4年3月完成
2 階	567.75 m ²		
塔屋 (空調設備等)	98.89 m ²		
計	1,234.39 m ²	187.00 m ²	

庁舎平面図

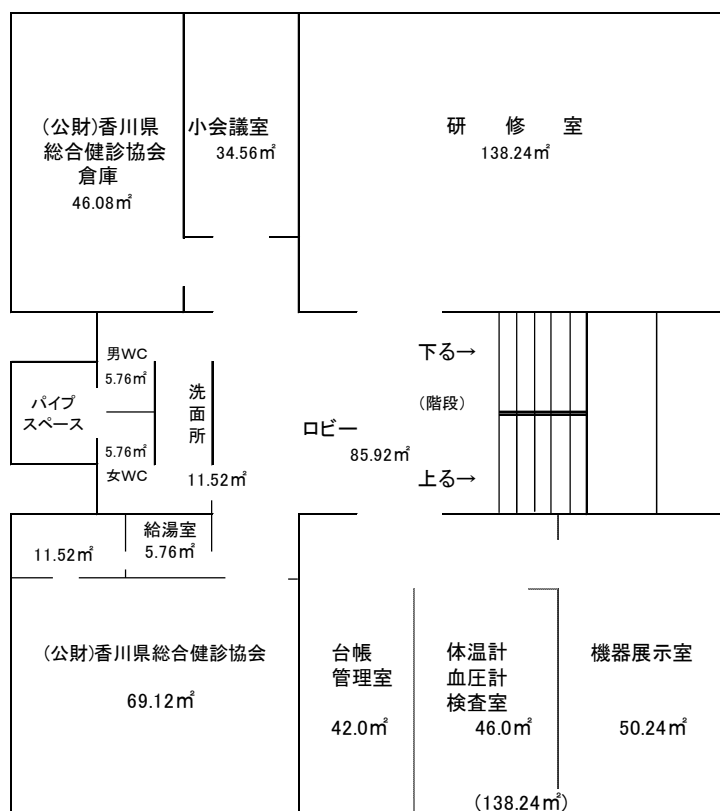
◎本 館 (567.75m²)

< 1 階平面図 >



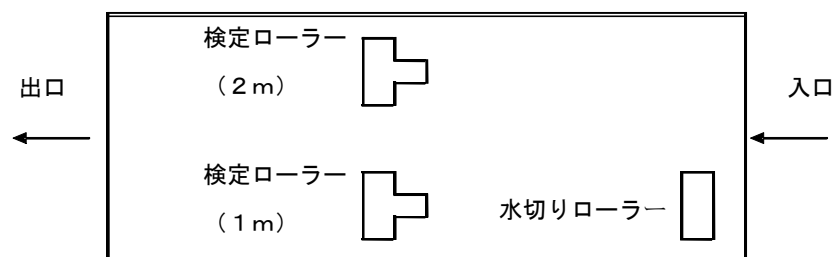
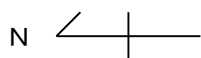
2階部分 (567.75m²)

< 2階平面図 >



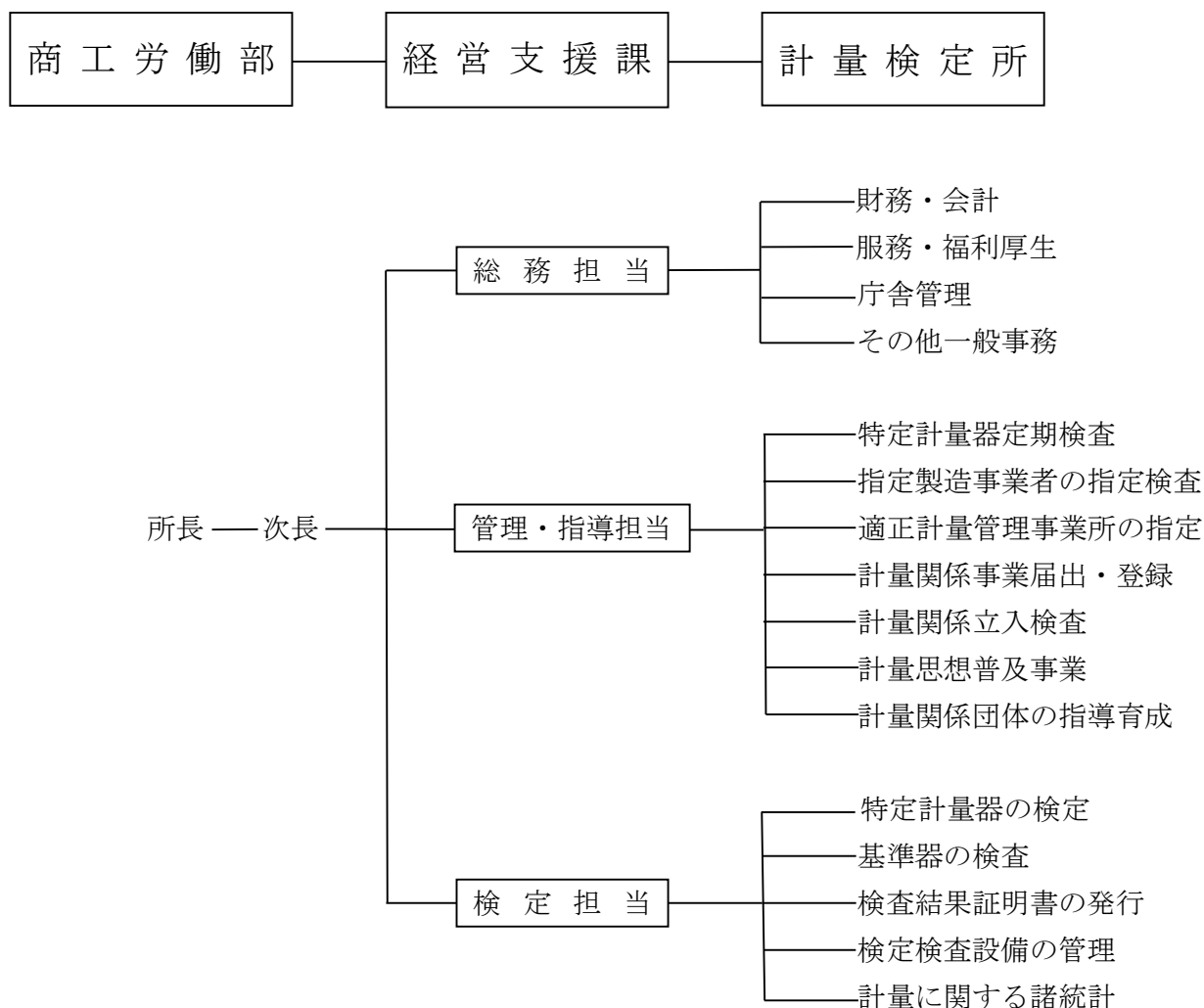
◎ タクシーメーター検査棟

タクシーメーター検査棟 (二連通り抜け方式)
(187.00m²)



4 組織と職員（令和7年4月1日現在）

（1）組 織



（2）職員配置

区 分	事 務	技 術	計
所 長	1		1
次 長	1		1
副 主 幹	1		1
主 任	3	2（1）	5（1）
主 任（再任用）	1（1）		1（1）
計	7（1）	2（1）	9（2）

（ ）は内数で、計量教習の修了者

5 決算・収入等

(1) 令和6年度決算

費目 商工費、商工業費、計量検定費

(単位 千円)

区 分		決 算 額
総 額		95,873
	人 件 費	73,987
	事 業 費	21,886
収入財源内訳		
	分 担 金 及 び 負 担 金	443
	使 用 料 及 び 手 数 料	8,092
	財 産 収 入	736
	諸 収 入	595
	一 般 財 源	86,007
事業別内訳		
	1 給 与 費	73,358
	2 運 営 管 理 費	7,078
	3 計 量 検 定 事 業 費	4,068
	4 計 量 検 査 事 業 費	2,074
	5 立 入 検 査 等 事 業 対 策 費	239
	6 計 量 普 及 啓 発 事 業 費	86
	7 計 量 検 定 所 検 査 設 備 更 新 事 業	8,970
費用別内訳		
	1 報 酬	624
	2 給 料	39,164
	3 職 員 手 当	22,511
	4 共 済 費	11,688
	5 旅 費	296
	6 需 用 費	7,683
	7 役 務 費	1,333
	8 委 託 料	2,662
	9 使 用 料 及 び 賃 借 料	141
	10 備 品 購 入 費	9,650
	11 負 担 金 補 助 及 交 付 金	91
	12 公 課 費	30

(2) 令和6年度計量関係手数料収入状況

区 分	種 目	件数・個数	手数料収入 (円)
事業登録等	計 量 証 明 事 業 登 録 申 請	1	58,700
	計量証明事業登録証の訂正等	1	2,100
	計量証明事業登録簿謄本交付	16	14,400
	計 量 証 明 事 業 登 録 簿 閲 覧	0	0
	適 正 計 量 管 理 事 業 所 指 定	3	9,000
	適正計量管理事業所指定検査	1	7,800
	小 計	22	92,000
検定・検査	特 定 計 量 器 検 定	2,615	3,118,290
	基 準 器 検 査	1,802	3,003,730
	受 託 検 査	2	5,780
	検 査 結 果 証 明 書	61	61,000
	小 計	4,480	6,188,800
管理・指導	特 定 計 量 器 定 期 検 査	1,810	1,760,000
	所 在 場 所 定 期 検 査	0	0
	計 量 証 明 検 査	2	51,400
	小 計	1,812	1,811,400
合 計		6,314	8,092,200

(3) 令和6年度計量関係手数料外収入状況

種 目	件数 (件)	収入 (円)
旅 費 負 担 金	86	442,490
検査用具貸付料	26	736,000

6 設 備

(1) 検定検査用具（基準器）

（令和7年3月末現在）

名 称	型 式 及 び 能 力	個数
基準巻尺	全長 5m 1目盛 0.5mm	1
タクシメーター装置検査用基準器	ニシベ（SMT-IW）	1
〃	大阪メーター製（STB-2-BB型）	1
可搬式タクシメーター装置検査用基準器	ニシベHRT-1型	2
特級基準分銅	500mg～1mg	1組
〃	5kg～1mg	2組
〃	1kg	2個
〃	10kg	2個
〃	20kg	25個
1級基準分銅	500mg～1mg	1組
〃	1kg～1mg	4組
〃	10kg～1kg	2組
〃	2kg	1個
1級実用基準分銅	20kg～5kg	1組
〃	20kg	51個
2級基準分銅	1kg～10mg	1組
〃	1kg～1g	1組
〃	200g～10g	1組
〃	1kg～10g	1組
〃	2kg～10g	2組
〃	2kg～500g	1組
〃	10kg～1kg	1組
〃	10kg～1.5kg	1組
〃	20kg～5kg	1組
〃	20kg	26個
〃	500kg（铸铁製120個、ステンレス製2個 計61t）	122個
2級実用基準分銅	10kg	2個
〃	20kg	6個
基準ガラス製温度計	0℃、33～43℃ 1目盛 0.05℃	1
基準全量フラスコ	全量10ℓ、5ℓ、500ml、200ml、100ml	各2
〃	全量2ℓ、1ℓ	各1
液体メーター用基準タンク	全量 5.1ℓ 燃料油メーター用	1
〃	全量 10.4ℓ 〃	1
〃	全量 19ℓ 〃	1

名 称	型 式 及 び 能 力	個数
液体メーター用基準タンク	全量 2 1 0 (ゲージグラス付) 燃料油メーター用	1
〃	全量 5 0 0 (ゲージグラス付) 〃	1
〃	全量 1 0 0 0 (ゲージグラス付) 〃	1
〃	全量 2 0 0 0 (ゲージグラス付) 〃	1
〃	全量 5 0 0 0 (ゲージグラス付) 〃	1
液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	目盛範囲 0.50～0.65g/ cm ³ 1 目盛 0.002g/ cm ³	2
〃	目盛範囲 0.47～0.57g/ cm ³ 1 目盛 0.001g /cm ³	1
基準重錘型圧力計	最大限界圧力 1 0 0 MPa 最小限界圧力 1 MPa	1
〃	〃 1 0 MPa 〃 0.1 MPa	1
〃	〃 1 MPa 〃 0.05 MPa	1

(2) 検定検査用具 (その他)

名 称	型 式 及 び 能 力	個数
質量比較器	ひょう量 1, 1 0 0 k g 目 量 0. 5 g	1
〃	〃 6 0 0 k g 〃 0. 1 g	1
〃	〃 3 0 k g 〃 5 m g	1
〃	〃 2 6. 1 k g 〃 1 m g	1
〃	〃 5, 1 0 0 g 〃 1 m g	1
〃	〃 2, 3 0 0 g 〃 0. 1 m g	1
〃	〃 2 2 0 g 〃 0. 0 1 m g	1
〃	〃 5 2 g 〃 0. 0 0 1 m g	1
〃	〃 2. 1 g 〃 0. 0 0 1 m g	1
〃	〃 2 1 k g 〃 5 0 m g	1
〃	〃 6, 2 0 0 g 〃 1 0 m g	1
〃	〃 1, 2 0 0 g 〃 1 m g	1
〃	〃 1, 0 0 0 g 〃 1 m g	1
〃	〃 1 2 0 g 〃 0. 0 1 m g	1
温度計検査槽	恒温槽 (体温計用)	1
液化石油ガス用耐圧シリンダー	耐圧 2 0 k g / c m ² (横田計器製)	2
小型貨物自動車	A Dバン、N V 2 0 0、タウンエーストラック	3
定期検査専用車 (8人乗りマイクロバス)	三菱ローザ	1
フォークリフト	トヨタフルフリー 2. 5 t	1
電動リフト (パワーリフター)	をくだ屋P L 6 5 0 k g	1
エアバランサー	日東工器 3 5 k g	1
フォークリフト	トランサーミニ 5 0 0 k g	1

第2章 業務実施状況

1 事業の届出及び登録

(1) 指定製造事業者（計量法第90条）

優れた品質管理能力を有する特定計量器の届出製造事業者が、国の指定を受ければ、製造する特定計量器に対し特定計量器検定検査規則の基準に基づく自主検査を行い、基準に適合するものについて一定の表示を付すことで検定に代えることができる。この指定を受けた届出製造事業者を「指定製造事業者」という。

本県の指定製造事業者数は、2事業者である。（第3章－1 事業者一覧表 参照）

(2) 製造事業の届出（計量法第40条）

特定計量器の製造事業を行う者は、定められた基準器等の設備を備え、経済産業大臣に届出をしなければならない。

本県の届出製造事業者数は、10事業者である。（第3章－2 事業者一覧表 参照）

また、県外メーカーの本県内届出製造事業者数は、7事業者である。

（第3章－3 事業者一覧表 参照）

(3) 修理事業の届出（計量法第46条）

特定計量器の修理事業を行う者は、定められた基準器等の設備を備え、知事に届出をしなければならない。

本県の修理事業者数は、34事業者である。

（第3章－4 事業者一覧表 参照）

(4) 販売事業の届出（計量法第51条）

政令で定める特定計量器の販売をする者は、知事に届出をしなければならない。

なお、販売事業の届出規制は質量計だけである。

本県の届出販売事業者数は、343事業者である。

（事業者一覧表 省略）

(5) 計量証明事業の登録（計量法第107条）

計量証明事業とは、物象の状態の量を計量し、その計量結果を第三者に対して証明する事業である。

計量証明の事業を行う者は、事業の区分ごとに設備と資格者を置き、知事の登録を受けなければならない。

本県の計量証明事業者数は、87事業者である。

（第3章－5 事業者一覧表 参照）

令和6年度における各事業の届出・登録状況は次のとおりである。

	新規届出登録	記載事項変更	事業廃止	登録証 の 変 更	登録簿謄本	
					交付	閲覧
製造事業届出	0	8	0			
修理事業届出	1	9	1			
販売事業届出	1	6	1		(2※)	
計量証明事業登録	1	21	0	1	16	0
指定製造事業者	0		0			
合 計	3	44	2	1	16	0

※：特定計量器販売事業届出者に対しては届出証明を発行している（6年度実績：2件）

2 計量思想普及啓発

11月1日が「計量記念日」と定められ、計量思想の普及啓発に取り組んでいる。

本県の令和6年度の実施状況は次のとおりである。

（1）広報・普及

- ・特定計量器定期検査の実施について、関係機関及び関係団体を通じて周知に努めるとともに、市町広報誌等への掲載等広報媒体を活用して計量思想の周知を図った。
- ・ホームページにより、商品量目制度や業務概要など、消費者等向けの普及啓発と計量関係事業者等向けのデータ等の情報提供を行った。

（2）計量パネル・機器展

高松シンボルタワー・タワー棟3階かがわプラザにて計量パネル・機器展を開催した。

開催期間：令和6年10月31日～11月5日（6日間）

（3）意見交換会等

計量行政連絡会議（随時）

県と高松市が計量行政や事業について調整、協議を行った。

3 適正計量管理事業所（計量法第 127 条）

特定計量器を使用している工場・事業所は、検査設備や計量士を配置し、所定の管理規程に基づいて自主的に管理しようとするときは、「適正計量管理事業所」の指定を受けることができる。

適正計量管理事業所は、定期検査の受検義務の免除や、法規制のある簡易修理などを行うことができ、計量の正確性の向上や、より高い品質管理を行うことができる。

令和 6 年度の事業の実施状況は次のとおりである。

（１）適正計量管理事業所の指定

指定には経済産業大臣と知事の指定があるが、県内事業所は知事指定のみで、日本郵便株式会社（県内）の 216 事業所及び製造・販売事業者等を中心に 91 事業所、合計 307 事業所が指定を受けている。

（第 3 章－ 6 事業所一覧表 参照）

令和 6 年度の指定・変更の状況は次のとおりである。

	指 定 検 査	新 規 指 定	記載事項変更届	指 定 廃 止
適正計量管理事業所	1	3	1 8	8

（２）適正計量管理事業所の指導等

新規指定を行うには、事前に計量器の検査及び計量管理規程等について指定検査を受ける必要があるが、当検定所は、そのための指導を行う。

4 計量証明事業（計量法第 107 条）

特定計量器を用いて物象の状態の量を計量し、その計量結果を第三者に対して証明するのが「計量証明事業」である。

物象の状態の量とは、運送又は売買等を目的とするその貨物等の長さ、質量・面積・体積・熱などの量（一般計量証明）や、大気・水・土壌中にある物質の濃度・騒音・振動などの量（環境計量証明）である。

これらの事業を行う者は、事業の区分（長さ・質量・面積・体積、熱量・濃度・音圧レベル・振動加速度レベル）ごとに、計量機器や計量士又は主任計量者を配置して、知事の登録を受けなければならない。

（１）計量証明検査

質量の計量証明事業に使用する計量器の検査は、大半を計量士による検査（代検査）によって実施している。検査周期は２年に１回で、令和６年度は特定計量器の定期検査と同じ地区（香川県東部）を実施した。

環境計量証明事業に使用する計量器の検査は、指定検定機関である（一財）日本品質保証機構（ＪＱＡ）の協力を得て、計量法第１２０条に規定する計量証明検査に代わる計量士による検査として実施している。検査周期は、環境計量証明事業者が計量法第１０７条の登録を受けた日から３年毎である。

令和６年度の計量証明検査の結果は次のとおりである。（計量証明検査集計月時点）

区分	登録 事業所数	特定計量器	６年度 検査対象数	県による 検査個数	計量士による 代検査個数	不合格 数
		名 称				
質量	６４	電気式はかり	３１	２	２９	０
		台手動はかり	４	０	４	０
		その他の指示はかり	１	０	１	０
濃度	１６	ガラス電極式 水素イオン濃度指示計	４	０	４	０
		その他の濃度計	０	０	０	０
音圧	３	普通騒音計	６	０	６	０
		精密騒音計	２	０	２	０
振動 加速 度	３	振動レベル計	０	０	０	０
合計	８６事業所（実事業所数８０）		４８	２	４６	０

（２）主任計量者試験

計量証明事業の登録に際しては計量士又は主任計量者を配置することが必要である。そのうち主任計量者については、毎年１回、知事が試験を実施している。

令和６年度の主任計量者試験の状況は、次のとおりである。

実 施 日	令和７年３月１１日
受 験 者 数	１４名
合 格 者 数 (合格率)	１３名（９３％）

5 立入検査（計量法第 148 条）

計量法の各種制度が円滑に実施されることを目的に、計量関係事業者及び商店・スーパー・工場・倉庫等の一般事業所に立入り、使用中の計量器、計量方法及び関係帳簿書類等の調査並びに商品の内容量などの検査を実施している。

立入検査の結果、不正不良のあった事業者に対しては、適正に計量を実施するための指導を行い、状況によっては再立入検査の実施や改善報告書の徴収等の措置を講じ、適正化に努めている。

具体的な業務は、次のとおりである。

（１）計量関係事業者

特定計量器の製造事業者に対しては、適正な計量器の供給を行うための検査設備や検査実施の状況などについて、計量証明事業者・適正計量管理事業所に対しては、事業規程の遵守状況などについて、検査・指導等を行っている。

（２）特定計量器

① タクシーメーター・燃料油メーター

タクシーの料金メーターの有効期間は 1 年、ガソリンスタンド等の燃料油メーターは、5 年又は 7 年である。当検定所では電子台帳で事業所及び計量器の管理を行っている。

また、各事業所へは、必要に応じて立入検査を行い、計量器の有効期間の検査や器差検査等を実施している。

② 水道メーター・L P ガスメーター・都市ガスメーター

水道メーターの有効期間は 8 年であり、広域水道企業団等が設置管理している。

ガスメーターの有効期間は 10 年であり、ガス販売事業者が設置管理している。事業者に対しては、定期的に報告を求めるとともに、必要に応じて立入検査を行い、メーター管理の適正化に努めている。

③ 証明用計器

証明用計器（子メーター）とは、貸しビル・アパート・マンションなどで、電気・ガス・水道などを親メーターにより一括して支払った料金を、各部屋の使用量に応じて配分するために各部屋に設置されているメーターをいう。親メーターはそれぞれの供給業者が管理し、子メーターはそのビルの所有者や管理人などが設置し管理しているものである。これらの有効期間等について P R を行っている。

④ はかり

計量器を使用して商品の詰め込みをしている事業所などに立入り、次頁の商品量目検査とともに定期検査の受検状況や計量器の使用方法などについて指導を行っている。

(3) 商品量目

計量法では、日常消費生活物資の中で食料品などを特定商品として定め、内容量の表記や量目公差以内で計量販売することを義務付けている。最近のスーパーマーケット等での商品販売形態は、あらかじめ計量し、密封された状態となっているため、消費者が購入時にその内容量の確認が難しくなっている。

そこで、日常消費生活物資の流通量が増大する夏期及び年末期に、スーパーマーケット、製造・卸事業者等に立ち入りし、商品の内容量が表示どおりか否かの確認や正しい計量方法等について検査、指導を行っている。

令和6年度の立入検査等の実績は次のとおりである。

区 分		日 数	人 員	検 査 戸 数	不 良 戸 数	検 査 件 数	不 良 件 数	不 良 件 数 率 (%)	書 類 徴 収 件 数	備 考
事 業 者	製 造	3	6	2	0	2	0	0	0	
	修 理	0								
	計量証明 (質量)	0								
	計量証明 (環境)	0								
	適 管	0								
	小 計	3	6	2	0	2	0	0	0	
特 定 計 量 器	タ ク シ ー	0								
	L P G	0	0	0	0	0	0	0	0	
	水 道	0								
	燃 料 油	0								
	質 量 計	0								
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	
商 品 量 目	夏 期	8	24	22	4	1,048	9	0.9	0	
	年 末 期	7	26	24	4	1,284	27	2.1	0	
	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小 計	15	50	46	8	2,332	36	1.5	0	
計		18	56	48	8	2,334	36	1.5	0	

6 特定計量器の定期検査（計量法第 19 条）

取引又は証明に使用している特定計量器（はかり）は、知事又は特定市の長が行う定期検査を受けることが義務付けられており、2年ごとに検査を実施している。

この検査には、指定の日時・場所に「はかり」を集めて検査する集合検査（主に小型のはかり）、設置場所で行う所在場所検査（主に大型はかり）及び検定所に持ち込む持込み検査がある。また、定期検査に代わる、民間の計量士による検査（代検査）があり、本県では30名の計量士が代検査実施の届出を行っている。

検査に合格したはかりは合格ラベルが貼付され、不合格になった特定計量器は、検定証印を抹消し、不合格票に理由を付して通知し、不合格器物の処理状況の追跡調査を実施するなど不良器物の淘汰を図っている。

なお、平成13年4月から、高松市が計量法第10条に基づく特定市となり、独自に管内の定期検査業務を行っている。

高松市管内を除く令和6年度の実施状況は次のとおりである。

（1）県の検査

検 査 別	検査日数	検査会場 (のべ数)	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率(%)
集 合 検 査	43	32	860	1,808	37	2.0
持 込 検 査	2	—	2	2	0	0
所在場所検査	0	0	0	0	0	0
合 計 (5市5町)	45	32	862	1,810	37	2.0

集合検査対象市町：さぬき市、東かがわ市、土庄町・小豆島町、三木町、直島町

宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町

所在場所検査対象市町：さぬき市、東かがわ市、土庄町・小豆島町、三木町、直島町

（2）計量士の検査

はかり別	検査日数	検査戸数	検 査 個 数	不合格数	不合格率(%)
小 型 は か り	127	163	1,300	0	0
大 型 は か り	47	57	76	0	0
合 計 (5市5町)	174	220	1,376	0	0

(3) 令和6年度特定計量器定期検査器種別総集計（5市5町）

検査区分	県による検査						計量士による代検査			
	集合検査		持込検査		所在場所検査		小型（500kg以下）		大型（500kg超）	
検査日数及び会場数	43日32会場		2日間—会場		—日間—会場		127日間163事業所		47日間57事業所	
検査戸数	860戸		2戸		—戸		163戸		57戸	
種類	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数	検査数	不合格数
ばね式はかり	518	3	0	0	0	0	237	0	0	0
その他の指示はかり	6	0	0	0	0	0	7	0	0	0
手動指示併用はかり	14	0	0	0	0	0	1	0	0	0
等比皿手動はかり	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の手動はかり	74	0	0	0	0	0	24	0	0	0
手動天びん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
棒はかり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電気式はかり	1,191	34	2	0	0	0	1,031	0	76	0
合計	1,808	37	2	0	0	0	1,300	0	76	0
不合格率	2.0%		0%		0%		0%		0%	

*年号表記

定期検査済証印の定期検査を行った年の年号表記は、平成30年に西暦表記に改めている。
（定期検査済証印）



7 特定計量器の検定（計量法第16条）

製造、修理された特定計量器のうち商取引や証明用に使用するものは、検定を受け、これに合格したものでなければ使用することができない。

この検定については、計量法第70条により経済産業大臣、知事、指定検定機関等それぞれが実施できる種類が定められており、なかでも政令で定める特定計量器については、検定の有効期間が定められている。

検定に合格したものは、検定証印が付される。不合格となったものは、修理、調整のうえ検定を再度受検するか、または、種類によってはそのまま廃棄処分になるなどの措置がとられる。

（1）令和6年度検定業務に伴う事務の処理状況は次のとおりである。

特定計量器検定申請受理件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 412 件

（2）所内検定申請件数と出張検定申請件数の比率

種 類		検定申請 合 計	所内検定 申請件数	出張検定 申請件数	出張検定 の割合(%)
質 量 計（はかり類）		46	30	16	34.7
タクシメーター装置検査		147	135	12	8.1
積 算 体 積 計	水道メーター	0	0	0	0
	燃料油メーター	158	0	158	100.0
	液化石油ガスメーター	2	0	2	100.0
アネロイド型圧力計		59	59	0	0
合 計		412	224	188	45.6

(3) 令和6年度検定実績

製造又は修理等の特定計量器の検定実績は次のとおりである。

計 量 器 の 種 類		製 造 し た 計 量 器		修理又は使用中の計量器		合 計	
		検定個数	不合格個数	検定個数	不合格個数	検定個数	不合格個数
タ ク シ ー	タクシメーター装置検査	0	0	1, 2 3 6	0	1, 2 3 6	0
	小 計	0	0	1, 2 3 6	0	1, 2 3 6	0
質 量 計	電 気 式 は か り	7	0	6 0	0	6 7	0
	ばね式指示はかり	0	0	0	0	0	0
	その他の指示はかり	0	0	0	0	0	0
	その他の手動はかり	0	0	0	0	0	0
	小 計	7	0	6 0	0	6 7	0
積 算 体 積 計	水 道 メ ー タ ー	0	0	0	0	0	0
	燃 料 油 メ ー タ ー	0	0	7 9 3	0	7 9 3	0
	液化石油ガスメーター	0	0	6	0	6	0
	小 計	0	0	7 9 9	0	7 9 9	0
ア ネ ロ イ ド 型 圧 力 計		0	0	5 1 3	3	5 1 3	3
合 計		7	0	2, 6 0 8	3	2, 6 1 5	3

(4) 過去の検定等の実績と手数料の推移

過去3年間の年度別検定等の実績及び手数料収入の推移は次のとおりである。

(単位：個数、%及び円)

種 類	4 年度				5 年度				6 年度			
	検定数	不 合 格 数	不 合 格 率	手数料	検定数	不 合 格 数	不 合 格 率	手数料	検定数	不 合 格 数	不 合 格 率	手数料
タクシメーター装置検査	1,365	1	0.1	1,092,000	1,248	0	0	998,400	1,236	0	0	988,800
は か り	36	0	0	138,590	80	0	0	215,360	67	0	0	192,500
水 道 メ ー タ ー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃 料 油 メ ー タ ー	982	0	0	2,203,900	691	0	0	1,627,500	793	0	0	1,822,900
液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー	12	0	0	84,000	4	0	0	28,000	6	0	0	42,000
ア ネ ロ イ ド 型 圧 力 計	541	1	0.2	73,570	520	3	0.6	74,080	513	3	0.6	72,090
合 計	2,936	2	0.1	3,592,060	2,543	3	0.1	2,943,340	2,615	3	0.1	3,118,290

(5) 器種別特定計量器の検定状況

① タクシメーター

タクシメーターについては、料金メーターを車両に取りつけた状態で行う走行検査（装置検査）を行い、有効期間は1年である。

＊年号表記

タクシメーターの装置検査証印における有効期間満了年月の年号表記は、令和元年から西暦表記に改めている。

② 質量計

商業用の小型はかりや車両用の大型電気式はかりなどの各種はかり及び分銅、おもり等の製造、修理に係る検定を実施している。

＊年号表記

はかりの検定証印の検定年月の年号表記は、平成 30 年に西暦表記に改めている。

③ 水道メーター

県内で製造される水道メーターの口径は、13、20、25、30、40mmのものがあり、一般家庭では主に 13mmが使用される。検定の有効期間は、いずれも 8 年である。

本県には製造事業者が 1 者あるが、平成 22 年度末に指定製造事業者の指定を受け、自主検査が可能となったため、平成 25 年度以降は検定の受検はない。

④ 燃料油メーター・液化石油ガスメーター

ガソリンスタンドに設置している燃料油メーターやタクシー用の液化石油ガスメーターについては、その所在場所において検定を行っている。検定の有効期間は、燃料油メーターには 5 年と 7 年のものがあり、液化石油ガスメーターは 4 年である。

＊年号表記

燃料油メーターの検定証印及び有効期限シールにおける有効期間満了年月の年号表記は、平成 30 年に西暦表記に改めている。

(燃料油メーター検定証印)



(同有効期限シール)



⑤ 圧力計

血圧計を除くアネロイド型圧力計で、工場などでボイラー等に使用されるものや鉄道車両に使用されるものなどを対象に、計量検定所に持ち込まれたものを検定している。

8 基準器検査（計量法第102条）

特定計量器の製造事業者、修理事業者、適正計量管理事業所及び計量士が使用する基準器は、特定計量器の検査の基準となるもので、分銅類については精度別に特級、一級、二級、三級とランク付けされる。県では一級以下のものが検査できる。

令和6年度に検査した基準器は次の表のとおりである。

（1）基準器検査成績書の交付状況

交 付 数	交 付 基 準 器 個 数
140	1,802

（2）令和6年度基準器検査実績

（単位：個数及び円）

種 類	区 分	検 査 数	不合格数	手 数 料
質量基準器	基準台手動はかり	3	0	123,000
	一級基準分銅	135	0	490,600
	二級基準分銅	1,648	0	2,298,000
	三級基準分銅	7	0	4,830
	小 計	1,793	0	2,916,430
体積基準器	基準タンク	5	0	73,000
長さ基準器	タクシーメーター装置検査用基準器	4	0	14,300
合 計		1,802	0	3,003,730

（3）過去の基準器検査の実績と手数料の推移

（単位：個数、%及び円）

種 類	4年度				5年度				6年度			
	検査数	不合格数	不合格率	手数料	検査数	不合格数	不合格率	手数料	検査数	不合格数	不合格率	手数料
質量基準器	1,874	0	0	2,783,760	1,423	0	0	2,079,550	1,793	0	0	2,916,430
体積基準器	3	0	0	43,800	4	0	0	29,200	5	0	0	73,000
長さ基準器	4	0	0	28,600	0	0	0	0	4	0	0	14,300
合 計	1,881	0	0.0	2,856,160	1,427	0	0	2,108,750	1,802	0	0	3,003,730

9 受託検査

検定所が検定を実施する特定計量器及びこれに類する性能の計量器並びに1 t以下の質量測定について法定検査以外の検査を受託する。令和6年度の検査状況は次のとおりである。

(単位：個数及び円)

種 類	件数	検査数	手数料
計量器の検査	0	0	0
質 量 の 測 定	2	8	5, 7 8 0
計	2	8	5, 7 8 0

10 検査結果証明書の発行

検定、定期検査、商品量目検査、受託検査等について検査結果の証明書を申請に応じて発行する。発行状況は次のとおりである。

種 類	件数	内 容
検 定	5 9	圧力計 5 9
定期検査	0	
受託検査	2	
計	6 1	

11 検査用具の貸付

県内に設置された計量器の検査や、県内計量関係事業者及び計量士が計量器の検査を行う場合等に、検定所の業務に支障のない範囲で、原則7日間を限度に検査用具を貸し出す。

	件数	貸付料（円）	内 訳
検査用具貸付	2 5	7 3 6, 0 0 0	1 級基準分銅 5kg 以下の組分銅 2 件 2 0 kg以下 2 級組分銅 7 件 5 0 0 kg 2 級基準分銅 1 2 件 質量比較器他 4 件

第3章 計量関係資料

1 指定製造事業者一覧表

(令和7年3月末現在)

指定事業者名	指定年月日	指定番号	事業区分
鎌長製衡(株)	平成16年3月18日	023701	質量計第一類
(福)鶴足津福祉会 高瀬荘	平成23年3月8日	103701	水道メーター第一類
		113701	水道メーター第二類

2 特定計量器製造事業者一覧表

(令和7年3月末現在)

事業者名	所在地	工場所在地	製造事業届出区分
鎌長製衡(株)	高松市牟礼町牟礼2246	同 左	質量計第一類、第二類及び分銅等、ホッパースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり
讃光工業(株)	さぬき市長尾西877	同 左	質量計第一類、第二類及び分銅等、ホッパースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり
金藤 哲司	さぬき市造田は弘419-8	さぬき市前山2095	質量計第一類、第二類、ホッパースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり
コベルコ建機トータルサポート(株)	兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一丁目5番1号 国際健康開発センター6階	香川県木田郡三木町上高岡1621-2	質量計第一類、第二類
(福)鶴足津福祉会	綾歌郡宇多津町浜5番丁53-11	三豊市高瀬町上高瀬3528-1	水道メーター第一類、第二類
(株)セルコン	高松市一宮町710-1	綾歌郡綾川町牛川459	分銅等
(株)宮本スケール	高松市朝日町4丁目32-10	同 左	質量計第一類、第二類及び分銅等並びに自重計、ホッパースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり
さぬき麵機(株)	三豊市高瀬町下勝間148-3	同 左	その他の自動はかり
四国計測工業(株)	仲多度郡多度津町南鴨200-1	同 左	ホッパースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり
四電エンジニアリング(株)	高松市上之町3-1-4	高松市林町2217-4	ホッパースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり

3 県外メーカーの本県内製造事業者一覧表

(令和7年3月末現在)

事業者名	所在地	対象計量器	届出都府県名
(株)タツノ	高松市勅使町736-7	自動車等給油メーター、大型車載燃料油メーター、小型車載燃料油メーター、定置燃料油メーター、液化石油ガスメーター	神奈川県
トキコシステムソリューションズ(株)	高松市勅使町24-4	自動車等給油メーター、大型車載燃料油メーター、小型車載燃料油メーター、定置燃料油メーター	神奈川県
(株)トミナガ	高松市春日町片田1705-7	自動車等給油メーター、大型車載燃料油メーター、小型車載燃料油メーター、定置燃料油メーター	京都府
(株)イシダ	高松市林町2549-9	ホッパースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり	滋賀県
アンリツ(株)	高松市今里町1-9-18	充填用自動はかり、自動捕捉式はかり	神奈川県
日新電子工業(株)	高松市東山崎町西原13-2第3星野ビル	自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり	東京都
西日本高速道路ファシリティーズ(株)	高松市花ノ宮町1-5-21	その他の自動はかり	大阪府

＜備考＞製造事業届出区分（本県関係分）

質量計第一類・・・・・・非自動はかりのうち、検出部が電気式のものを製造する事業

〃 第二類・・・・・・非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを製造する事業

分銅等・・・・・・分銅又はおもりを製造する事業

自重計・・・・・・自重計を製造する事業

ホッパースケール・・・・・・自動はかりのうち、ホッパースケールを製造する事業

充填用自動はかり・・・・・・自動はかりのうち、充填用自動はかりを製造する事業

コンベヤスケール・・・・・・自動はかりのうち、コンベヤスケールを製造する事業

自動捕捉式はかり・・・・・・自動はかりのうち、自動捕捉式はかりを製造する事業

その他の自動はかり・・・・・・自動はかりのうち、前四号に掲げるもの以外のものを製造する事業

水道メーター第一類・・・・水道メーターのうち、標準流量が5立方メートル毎時以下のものを製造する事業

〃 第二類・・・・水道メーターのうち、標準流量が5立方メートル毎時を超えるものを製造する事業

自動車等給油メーター・・・・自動車等給油メーターを製造する事業

大型車載燃料油メーター・・・・大型車載燃料油メーターを製造する事業

小型車載燃料油メーター・・・・小型車載燃料油メーターを製造する事業

微流量燃料油メーター・・・・微流量燃料油メーターを製造する事業

定置燃料油メーター等・・・・燃料油メーターを製造する事業のうち、自動車等給油メーター、大型車載燃料油メーター、小型車載燃料油メーター、微流量燃料油メーター以外のものを製造する事業

液化石油ガスメーター・・・・液化石油ガスメーターを製造する事業

4 特定計量器修理事業者一覧表

(令和7年3月末現在)

事業者名	所在地	工場所在地	修理届出区分
(株)高松三和	高松市成合町1941-30	同 左	タクシメーター
(株)ケー・イー・エス	高松市牟礼町2251-1	同 左	質量計第一類、第二類、ホッパースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり
(有)立石國臣商店	坂出市元町3-3-8	坂出市宮下町1987-2	質量計第一類、第二類
フジタ自動車工業(株)	綾歌郡綾川町陶1500-41	同 左	自重計
真鍋 嘉臣	丸亀市飯野町東分2764	坂出市京町3-5-15	自重計
(有)旭自動車整備工場	坂出市加茂町1105-1	同 左	自重計
香川矢崎サービス(株)	高松市木太町1925-1	同 左	タクシメーター
四国医療器(株)	高松市錦町1-11-11	高松市香川町川東下277-1	濃度計第一類、第二類、第三類
三菱マテリアル(株)	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号	香川郡直島町4049-1	質量計第一類、第二類
四国インダ(株)	愛媛県松山市東本1丁目2番35号	高松市林町2549-9	質量計第一類、第二類、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、その他の自動はかり
吉田 正勝	観音寺市柞田町甲975	観音寺市柞田町甲1094	自重計
(株)日進機械	高松市一宮町744-1	同 左	濃度計第一類、第二類、第三類
金藤 哲司	さぬき市造田是弘419-8	さぬき市前山2095	質量計第一類、第二類、ホッパースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり
(有)田代鋼業	観音寺市出作町1209	同 左	自重計
(株)高木商店	坂出市大屋富町1807-7	丸亀市港町307-39	自重計
(株)琴参乗用車センター	丸亀市土器町北1-77	同 左	タクシメーター
(株)セルコン	高松市一宮町710-1	同 左	質量計第一類、第二類
東芝テックソリューションサービス(株)	東京都品川区五反田2-17-2	高松市東ハゼ町6-9	質量計第一類
川本 渉	綾歌郡綾川町萱原750-16	同 左	質量計第一類、第二類
(株)寺岡精工	東京都大田区久が原5-13-12	高松市林町2511-8	質量計第一類、自動捕捉式はかり、その他の自動はかり
泉鋼業(株)	高松市朝日町5-2-3	同 左	圧力計第二類
四国鉄道機械(株)	仲多度郡多度津町西港町27	仲多度郡多度津町大通り4-5	圧力計第二類
(株)N I S S I N	高松市香西東町547-1	高松市成合町1941-30	タクシメーター

事 業 者 名	所 在 地	工場所在地	修理届出区分
四国計測工業(株)	仲多度郡多度津町南鴨 2 0 0 - 1	同 左	質量計第一類、ホップースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり
〃	〃	坂出市番の州町 2	濃度計第一類
(株)堀場テクノサービス	京都市南区吉祥院宮の東町 2	高松市今里町 9 - 9	濃度計第一類、第二類、第三類
讃光工業(株)	さぬき市長尾西 8 7 7	同 左	ホップースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり
鎌長製衡(株)	高松市牟礼町牟礼 2 2 4 6	同 左	ホップースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり
(株)宮本スケール	高松市朝日町 4 丁目 3 2 - 1 0	同 左	質量計第一類、第二類及び分銅等並びに自重計、ホップースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり
(株)ヒラサカ	小豆郡小豆島町池田 3 4 5 5 - 1	同 左	ホップースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり
さぬき麺機(株)	三豊市高瀬町下勝間 1 4 8 - 3	同 左	その他の自動はかり
四電エンジニアリング(株)	高松市上之町 3 - 1 - 4	高松市林町 2 2 1 7 - 4	ホップースケール、充填用自動はかり、自動捕捉式はかり、コンベヤスケール、その他の自動はかり
(株)ヤマウチ	高松市田村町 3 9 7	同 左	自動車等給油メーター
第一包装(株)	大阪府茨木市野々宮 1 丁目 9 番 30 号	三豊市財田町財田上丸谷 1312 番地 1	充填用自動はかり・その他の自動はかり

<備考> 修理事業届出区分（本県関係分）

タクシーメーター・・・・・・・・タクシーメーターを修理する事業

質量計第一類・・・・・・・・非自動はかりのうち、検出部が電気式のを修理する事業

〃 第二類・・・・・・・・非自動はかりのうち、検出部が電気式以外のものを修理する事業

自重計・・・・・・・・自重計を修理する事業

ホップースケール・・・・・・・・自動はかりのうち、ホップースケールを修理する事業

充填用自動はかり・・・・・・・・自動はかりのうち、充填用自動はかりを修理する事業

コンベヤスケール・・・・・・・・自動はかりのうち、コンベヤスケールを修理する事業

自動捕捉式はかり・・・・・・・・自動はかりのうち、自動捕捉式はかりを修理する事業

その他の自動はかり・・・・・・・・自動はかりのうち、前四号に掲げるもの以外のものを修理する事業

水道メーター第一類・・・・・・水道メーターのうち、標準流量が5立方メートル毎時以下のものを修理する事業

〃 第二類・・・・・・水道メーターのうち、標準流量が5立方メートル毎時を超えるものを修理する事業

濃度計第一類・・・・・・濃度計（酒精度浮ひょう、ガラス電極式水素イオン濃度検出器及びガラス電極式水素イオン濃度指示計を除く。）を修理する事業

〃 第二類・・・・・・ガラス電極式水素イオン濃度検出器を修理する事業

〃 第三類・・・・・・ガラス電極式水素イオン濃度指示計を修理する事業

自動車等給油メーター・・・・・・自動車等給油メーターを修理する事業

圧力計第一類・・・・・・アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のもの（アネロイド型血圧計を除く。）を修理する事業

〃 第二類・・・・・・アネロイド型圧力計のうち、検出部が電気式のものの以外のもの（アネロイド型血圧計を除く。）を修理する事業

5 計量証明事業者一覧表

（令和7年3月末現在）

事業者名	住 所 地	計 量 器 設 置 場 所	計量証明登録区分
真鍋 嘉臣	丸亀市飯野町東分2764	坂出市京町3-5-15	質量に係る計量証明
(株)高木商店	坂出市大屋富町1807-7	同 左	〃
〃	〃	丸亀市港町307-39	〃
(株)タダノ	高松市新田町甲34	同 左	〃
(株)タダノ 志度工場	さぬき市志度5405-3	同 左	〃
(一社)日本貨物検数協会 香川現業所	坂出市入船町2-1-25	同 左	〃
朝日肥糧(株)	高松市朝日町4-11-1	同 左	〃
(株)伏見製薬所	丸亀市中津町1676	同 左	〃
(株)鈴木商店	仲多度郡多度津町西港町34	同 左	〃
大成生コン(株)	三豊市詫間町詫間2112-168	同 左	〃
フジタ自動車工業(株)	綾歌郡綾川町陶1500-41	同 左	〃
三木鋼業(株)	高松市朝日町4-11-59	同 左	〃
〃	〃	坂出市坂出町北谷乙314-14	〃
鈴木 久美子	三豊市詫間町詫間3579-1	三豊市詫間町詫間2102	〃
今治造船(株)	愛媛県今治市小浦町1-4-52	丸亀市昭和町30	〃
吉田 正勝	観音寺市柞田町甲975	観音寺柞田町甲1094	〃
(有)マサヤ	東かがわ市白鳥119-7	同 左	〃
(有)坂田商店	仲多度郡琴平町榎井677	仲多度郡まんのう町公文361-1	〃
讃岐金属(有)	観音寺三本松町4-1-11	同 左	〃
(有)田代鋼業	観音寺市出作町1209	同 左	〃
東亜合成(株) 坂出工場	坂出市昭和町2-4-1	同 左	〃
(株)正芳商会	高松市香南町吉光1124-37	同 左	〃
〃 高松支店	〃	高松市田村町901	〃

事 業 者 名	住 所 地	計 量 器 設 置 場 所	計量証明登録区分
(株)正芳商会 西支店	高松市香南町吉光１１２４－３７	善通寺市与北町１１８７	質量に係る計量証明
アサノ五色台工業(株)	高松市神在川窪町２９４－８	東かがわ市馬篠４６５－１	〃
大倉工業(株)	丸亀市中津町１５１５	三豊市詫間町詫間２１０２－４	〃
番の州エコサービス(株)	坂出市番の州町７－７	同 左	〃
〃	〃	坂出市大屋富町字満ノ尻３１００－１	〃
(株)シロカイ	東かがわ市湊１９７－１７	東かがわ市湊１９７－１７	〃
(株)吉田石油店	三豊市詫間町詫間１３３８－１２８	三豊市詫間町松崎２８０５－２	〃
光洋産業(株)	坂出市築港町２－７－１２	同 左	〃
(株)中井商店	大阪市此花区西九条２－１４－２	坂出市江尻町４８３－５７	〃
(株)入谷産業	坂出市大屋富町１８２１－１	同 左	〃
丸八商工(株)	高松市朝日町５－５－６３	同 左	〃
靱商事(株)	高松市朝日町６－１２－２６	同 左	〃
日本軽金属(株)	東京都港区新橋１－１－１３	坂出市昭和町２－６－２５	〃
プーキートレーディング (株)	木田郡三木町井戸２０４８－１	同 左	〃
〃	〃	高松市池田町１６４６番地２	〃
(株)松尾綜合土木	さぬき市大川町田面６５	同 左	〃
(有)エヌエス管理	坂出市林田町４２８５－２８４	同 左	〃
(有)伸栄	坂出市府中町３８００－１６	坂出市府中町３８００－２８	〃
高瀬協同運輸(株)	三豊市高瀬町下勝間１４５６	三豊市高瀬町下勝間１３３９－２	〃
(株)松本光春商店	高松市栗林町１－１５－１８	高松市西ハゼ町３９７－１	〃
〃	〃	丸亀市土器町北１－５６	〃
〃	〃	観音寺市柞田町干拓丁９３－３７	〃
〃	〃	三豊市山本町大野２８７３－１	〃
(株)パブリック	観音寺市大野原町福田原２４１－１	高松市香西本町１－１２２	〃
〃	〃	丸亀市土器町北２－１７	〃
〃	〃	観音寺市三本松町３－９－８	〃
〃	〃	観音寺市大野原町福田原２４１－１	〃
〃	〃	三豊市財田町財田中字吉田４７０４	〃
〃	〃	三豊市財田町財田中字余境寺４５６８ 番地	〃
シンサクメタル(株)	丸亀市蓬萊町２８－１５	同 左	〃
(株)兼子	静岡県静岡市清水区興津中町９９０	高松市牟礼町大町１１６８番地１	〃
(有)小豆島	小豆郡土庄町湊崎甲３４７－２	小豆郡土庄町湊崎中ノ谷乙１２９	〃
(株)MC S	高松市三谷町３９７７番地	高松市小村町１４８番地４	〃
〃	〃	さぬき市寒川町神前１９４５番地１	〃

事業 者 名	住 所 地	計 量 器 設 置 場 所	計量証明登録区分
(株)宮地サルベージ	仲多度郡多度津町堀江５－７	同 左	質量に係る計量証明
(有)中西商店	高松市三名町７３４番地１	綾歌郡綾川町陶４０１０番地３	〃
(有)ヨシモト・トレーディングカンパニー	高松市塩江町安原下第３号 ５８４番地１	同 左	〃
(株)エコマスター	三豊市山本町神田３０番地	同 左	〃
東起産業(株)	高松市庵治町６３９１－１６	同 左	〃
(株)タダノ香西工場	高松市香西北町７４７番地４０	同 左	〃
今治加工(株)	愛媛県西条市今在家１２１８番地１	高松市郷東町７９６－６９	〃
(株)ＳＪＷ	三豊市詫間町詫間２１１２－１６７	同 左	〃
(一社)香川県薬剤師会	高松市亀岡町９－２０（検査センター）	同 左	濃度に係る計量証明 （水質・大気・土壌）
古川熱学エンジニアリング(株)四国営業所	大阪府高槻市赤大路町２３－２８	坂出市旭町２－７－４８	濃度に係る計量証明 （大気）
シコク分析センター(株)	丸亀市北平山町２－１４－１０	同 左	濃度に係る計量証明 （水質・大気・土壌）
〃	〃	同 左	音圧レベルに係る計量証明
〃	〃	同 左	振動加速度レベルに係る計量証明
(株)四国総合研究所	高松市屋島西町２１０９－８	同 左	濃度に係る計量証明 （水質・大気・土壌）
四国計測工業(株)	仲多度郡多度津町南鴨２００－１	同 左	濃度に係る計量証明 （水質・大気・土壌）
〃	〃	同 左	音圧レベルに係る計量証明
〃	〃	同 左	振動加速度レベルに係る計量証明
(株)四電技術コンサルタント	高松市牟礼町牟礼１００７－３	高松市屋島西町２１０９－８	濃度に係る計量証明 （水質・土壌）
〃	〃	同 左	音圧レベルに係る計量証明
〃	〃	同 左	振動加速度レベルに係る計量証明
(株)日本環境リサーチ	高松市香南町吉光３９－１	同 左	濃度に係る計量証明 （水質・大気・土壌）
(公社)香川県浄化槽協会	高松市香西本町１－１０６	同 左	濃度に係る計量証明 （水質）
(株)アナライズ	三豊市高瀬町新名８７０－４	三豊市高瀬町下勝間１６４３－３	濃度に係る計量証明 （水質・土壌）

事 業 者 名	住 所 地	計 量 器 設 置 場 所	計量証明登録区分
(株)環境技術研究所	高松市成合町東下所 8 2 3 - 1	同 左	濃度に係る計量証明 (大気)
(有)ヴェイン	丸亀市土器町北 2 丁目 1 7 番地	観音寺市大野原町福田原 2 4 1 - 1	濃度に係る計量証明 (水質)
三化理化器械(株)	三豊市高瀬町比地 2 8 0 5 - 1	同 左	濃度に係る計量証明 (水質・土壌)
朝日肥糧(株)	高松市朝日町 4 - 1 1 - 1	同 左	濃度に係る計量証明 (水質・大気・土壌)
四電ビジネス(株)	高松市丸の内 2 - 5	坂出市番の州町 2	濃度に係る計量証明 (水質・大気・土壌)
(株)H E R (讃岐環境リサーチ)	兵庫県加西市網引町 2 0 0 1 - 3 9	高松市寺井町 1 9 7	濃度に係る計量証明 (水質・土壌)
(株)フソウ	東京都中央区日本橋室町二丁目 3 番 1 号	高松市郷東町 7 9 2 番地 8	濃度に係る計量証明 (水質・土壌)

6 適正計量管理事業所一覧表

(令和7年3月末現在)

事業所名	所在地
東亜合成(株) 坂出工場	坂出市昭和町2-4-1
日清製粉(株) 坂出工場	坂出市入船町1-2-10
三菱マテリアル(株) 直島製錬所	香川郡直島町4049-1
(株)伏見製薬所 本社工場	丸亀市中津町1676
(株)伏見製薬所 昭和町工場	丸亀市昭和町103-1
J A全農くみあい飼料株式会社 西日本事業本部 四国広域中継基地	坂出市築港町2-8-1
三ツ星ベルト(株) 四国工場	さぬき市津田町津田2893
川崎重工業(株) 坂出造船工場	坂出市川崎町1
三菱ケミカル(株) 香川事業所	坂出市番の州町1
高松三越	高松市内町7-1
三菱マテリアル直島生活協同組合	香川郡直島町2526-1
本荘ケミカル(株) 直島工場	香川郡直島町4092
ライオンケミカル(株) オレオケミカル事業所	坂出市番の州町22-1
パナソニック内装建材(株) 香川工場	綾歌郡綾川町滝宮2841-1
日本郵便(株)	※県内 216 事業所
香川県食肉生活衛生同業組合	※県内 73 事業所
四国通運協会	※県内 4 事業所



交通機関 ことでんバス「イオン高松線」
警察学校前下車、徒歩5分

香川県計量検定所

〒761-8031 高松市郷東町587-1

TEL 087-881-2517 FAX 087-881-1370

e-mail: kagawa-keiryou@pref.kagawa.lg.jp